

# 令和3年度介護サービス事業者等指導実施方針・実施計画

2 練福管第 10456 号

令和 3 年 4 月 1 日

## 1 策定根拠

練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱（平成 18 年 10 月 10 日 18 練福介第 3096 号。以下「要綱」という。）第 7 条

## 2 基本方針

指導は、指定介護サービス事業者等に対し、厚生労働省令、都道府県の条例ならびに区市町村の条例で定める基準および介護給付等対象サービスの取扱いならびに介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、健全な事業者育成を主眼として、「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日老発第 1023001 号）および「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化の運用指針について」（令和元年 5 月 29 日老指発 0529 第 1 号）を踏まえた方法により実施する。

## 3 指導の重点事項

### (1) 集団指導

ア 令和 3 年度の実地指導において指摘が多かった事項について分析を行い、注意喚起を図り、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促す。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含めた感染症対策については、その予防やまん延防止策について関係部署と連携を図り、必要な情報等を提供する。

ウ 国の重点項目に基づき、法令等の遵守は事業者の当然の責務であり、確実に遵守すべきこと、仮に法令違反が発覚した場合には、監査・処分等の対象となることについて周知する。

### (2) 実地指導

令和 2 年度の実地指導を総括した結果、指摘が多かった事項および令和 3 年度法改正に伴う事項を重点的に指導する。

#### ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

#### イ 運営基準

(ア) 利用者に対してアセスメントやモニタリングを適切に実施し、または、サービス担当者会議などを通じて、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者の心身の状況や意向などサービス提供にあたって必要な情報を把握しているか。

(イ) 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。

(ウ) 利用者ごとの個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連

のプロセスの重要性について理解しているか。

- (エ) 居宅サービス計画または個別サービス計画に位置付けのないサービスを提供していないか。
- (オ) 居宅サービス計画原案は記載漏れがないか、居宅サービス計画の各帳票に整合性があるか。
- (カ) 身体的拘束の廃止・高齢者虐待の防止に向けた取り組みがなされているか。
- (キ) 利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- (ク) 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- (ケ) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

- (コ) 地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を実施しているか。

#### ウ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

## 4 指導対象の選定

### (1) 集団指導

下記の指定介護サービス事業者等を対象とする。

- ・訪問介護
- ・通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- ・地域密着型サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く。）
- ・居宅介護支援（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員を含む）

## (2) 実地指導

原則として、令和3年4月1日現在の指定事業所を対象とするが、年度途中で指定を受けた事業所についても、適宜、実地指導の対象とする。

なお、より重点的かつ効率的に実地指導を行うため、以下の基準に基づき選定し実施する。

ア 前回の指導から一定の期間が経過した事業所

イ 開設後、未実施の事業所

ウ 令和3～4年度に指定更新手続きの対象で、直近に実地指導が未実施の事業所

エ 前年度までの実地指導による指導項目の改善状況が不十分な事業所

オ 苦情や通報等により実地指導での確認が必要と判断した事業所

カ 不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所

キ 国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示している事業所

ク サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの併設介護事業所等

## 5 実施方法

### (1) 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および令和3年度の指導事例等について、講習等の集合形式で行う。

実施後、使用した資料を介護保険サービス事業者支援ホームページ「練馬区ケア倶楽部」で掲載し、必要な情報提供に努める。

### (2) 実地指導

実地指導は、事業所に赴き、実地において実施する。必要に応じ、事業所の関係者等に来庁させ、実施する。

なお、実地指導の効率化を図るため、同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受けている場合（居宅介護支援事業と居宅サービス事業等）は、原則として、同日で実施する。

また、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援および介護老人福祉施設に対する指導の一部については、介護保険法第24条の2に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する。

指導結果は集約、蓄積し、今後の事業者指導に活用する。

### (3) 関係部署との連携

必要に応じて、介護保険課、総合福祉事務所等の関係部署と実地指導の実施結果等について情報共有を図る。

## 6 実施計画

### (1) 実施予定事業所数

	対 象 事業所数	集団指導	実地指導
訪問介護	1 9 8	1 9 8	3 3
通所介護	7 9	7 9	1 4
通所リハビリテーション	1 3	0	3
短期入所生活介護	1 3	0	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	6	2
夜間対応型訪問介護	2	2	1
地域密着型通所介護	1 1 4	1 1 4	4 1
認知症対応型通所介護	1 4	1 4	5
小規模多機能型居宅介護	1 6	1 6	6
認知症対応型共同生活介護	3 5	3 5	1 5
看護小規模多機能型居宅介護	4	4	2
居宅介護支援	2 0 7	2 0 7	7 2
介護老人福祉施設	1 3	0	3
介護老人保健施設	1 4	0	3
介護予防支援	2 5	2 5	0
合 計	7 5 3	7 0 0	2 0 3

\*対象事業所数は、令和3年3月1日現在の事業所数である。

\*通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の集団指導については、東京都が実施する。

\*その他の指定介護サービス事業者等の実地指導については、必要に応じて実施する。

### (2) 指導班の編成

指導は、指導検査担当課介護サービス検査係を主体として指導班を編成して実施する。

社会福祉法人の法人監査と施設検査を一体的に行う場合は社会福祉法人係、第一号事業を検査する場合は高齢社会対策課介護予防係とそれぞれ連携して実施する。

### (3) 実地指導の実施頻度

実地指導の頻度については、指定有効期間に最低でも1回以上実施することとする。

ただし、指定地域密着型サービス事業所および指定居宅介護支援事業所については、指定有効期間内に2回以上実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区内での感染症発生状況や事業者の感染症への対応状況等を踏まえ、状況によっては時期を延期することも検討する。